

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	<p>市営住宅等の管理に関する事務とは公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、たつの市営住宅条例、たつの市特定公共賃貸住宅条例及びその他関係法令に基づき行う住宅の賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及びたつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、市営住宅等の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。</p> <p>普通市営住宅、改良住宅及び単独住宅の管理に関する事務内容 (1)家賃決定に関する事務 (2)入居申込に関する事務 (3)同居承認に関する事務 (4)住宅の承継承認に関する事務 (5)住宅の明渡し請求に関する事務 (6)収入状況報告に関する事務 (7)その他たつの市営住宅条例に規定する事務</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務内容 (1)入居申込に関する事務</p>
③システムの名称	住宅管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第1の19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p> <p>改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第1の35の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第26条</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第1の61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3</p> <p>単独住宅の管理に関する事務 ・番号条例第4条 別表第1</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条</p> <p>改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の54の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の4</p> <p>単独住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市政策部都市計画課
②所属長の役職名	都市計画課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 都市政策部 都市計画課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3163(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	評価書名	市営住宅の管理に関する事務	市営住宅等の管理に関する事務	事後	
平成29年5月30日	I-1-① 事務の名称	市営住宅の管理に関する事務	市営住宅等の管理に関する事務	事後	
平成29年5月30日	I-1-② 事務の概要	市営住宅の管理に関する事務とは公営住宅法その他関係法令に基づき行う住宅困窮者に対する低廉な家賃での賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、市営住宅の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得個人番号の利用及び特定個人情報との照会を行う。	(変更) 市営住宅等の管理に関する事務とは公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及びその他関係法令に基づき行う住宅の賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、市営住宅等の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得個人番号の利用及び特定個人情報との照会を行う。 普通市営住宅及び改良住宅の管理に関する事務内容 (追加) 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務内容 (1)入居申込に関する事務	事後	
平成29年5月30日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 19項及び35項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条	普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一 19項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一 35項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第26条 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一 61の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3	事後	
平成29年5月30日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の31項及び54項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び第28条	(情報照会の根拠) 市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 31項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 54項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 85項の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I-5-② 所属長	都市計画課長	都市計画課長 三木 康弘	事後	
平成29年5月30日	II-1 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月30日	II-2 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	I-5-① 部署	都市建設部都市計画課	都市政策部都市計画課	事後	
平成30年6月22日	I-5-② 所属長の役職名	都市計画課長 三木 康弘	都市計画課長	事後	
平成30年6月22日	I-8 連絡先	たつの市役所 都市建設部都市計画課	たつの市役所 都市政策部都市計画課	事後	
平成30年6月22日	II-1 対象人数	平成28年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II-2 取扱者数	平成28年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月20日	II-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月20日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月20日	IV リスク対策	—	様式追加	事後	
令和2年10月1日	I-1-② 事務の概要	<p>市営住宅等の管理に関する事務とは公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及びその他関係法令に基づき行う住宅の賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、市営住宅等の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得個人番号の利用及び特定個人情報情報の照会を行う。</p> <p>普通市営住宅及び改良住宅の管理に関する事務内容</p>	<p>市営住宅等の管理に関する事務とは公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、たつの市営住宅条例、たつの市特定公共賃貸住宅条例及びその他関係法令に基づき行う住宅の賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及びたつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、市営住宅等の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得個人番号の利用及び特定個人情報情報の照会を行う。</p> <p>普通市営住宅、改良住宅及び単独住宅の管理に関する事務内容</p>	事後	
令和2年10月1日	I-3 法令上の根拠		(追加) 単独住宅の管理に関する事務 ・番号条例第4条 別表第1	事後	
令和2年10月1日	I-4-② 法令上の根拠		(追加) 単独住宅の管理に関する事務 ・番号条例第4条 別表第2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第2の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第2の54の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第7号 別表第2の85の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の4 単独住宅の管理に関する事務 ・番号条例第4条 別表第2	(情報照会の根拠) 普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の54の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の4 単独住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2	事後	評価の再実施 番号法の改正
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) リスク対策 [十分である]	事後	評価の再実施 接続(入手)していたため
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市役所 総務部情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	